

東通村

学生応援一時給付金事業

新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、「ウィズコロナ」「アフターコロナ」での社会経済活動の中心になるであろう学生を応援するために、一時給付金を支給します。



支援
内容

対象者 1人につき10万円を支給

対象者

次の要件をすべて満たすこと

- 平成4年4月2日から平成15年4月1日の間に出生した者
- 令和4年1月1日現在、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち大学及び高等専門学校、同法第97条に規定する大学院、同法第108条第3項に規定する短期大学、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校に在学する学生並びに予備校に在学する者またはこれらと同等の教育機関に在学しているものと認める者(海外も含む)。
- 令和4年1月1日現在、申請者、申請者の世帯主または申請者の従前の世帯主が東通村住民基本台帳への登録があること
- 申請者、申請者の世帯構成員または申請者の従前の世帯構成員に村税の滞納がないこと

申請
方法

裏面の申請書に記入し、 以下の書類を添付のうえ郵送にて提出して下さい。

- ① 在学証明書
 - ② 振込先口座の確認ができる書類の写し(通帳、キャッシュカード等)
- ※ 申請書は村HPからもダウンロード可能です

申請
期間

令和4年2月1日(火) ~ 令和4年2月28日(月)

提出
問合せ先

東通村教育委員会
TEL0175-27-2111

〒039-4292 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34
[東通村ホームページ] <http://www.vill.higashidoori.lg.jp>